

四役・中央執行委員
各 単組委員長 殿
地区港湾委員長(議長)



第11回中央委員会の経過と19春闘の当面の取り組みについて

1. 第11回中央委員会の経過概要

- (1) 全国港湾は、2月6～7日にシーパレス日港福(豊橋市)において、中央委員およびオブザーバーを含め210名の参加で、第11回中央委員会を開催した。中央委員会は、年初から4件の重大事故が発生したことをふまえ、安全第一への決意とともに被災者のご冥福を祈り、黙とうを捧げた。
- (2) 中央委員会開会にあたり、糸谷中央執行委員長は、中国経済の減速や米中関係など世界の情勢が混とんとする中で日本においては、統計の不正問題に見るように政治の根本が問われる事態になっていることをあげ、こうした政治に国民の意思が反映される政治に代わるよう来るべき選挙で審判を下そうと呼びかけた。同時に、沖縄において事前協議違反という荷主(自衛隊)の暴挙があり地区港湾がストライキを決行したことを報告した。この事前協議違反に産別として抗議を行うことを執行委員会として中央委員会に提案し、討議と確認を求めた。同時に、トラック業界の労使が事業法の改定を取り組み、事実上の認可料金とも考えられる告示料金、荷主勧告制度を実現したことと触れ、港湾でも認可料金復活や両罰規定の制定に日港協も動くべきと強調した。
- (3) 中央委員会は、藤崎中央委員(全港湾)、上村中央委員(検定労連)を議長団に選出し、第1号議案/18秋年末闘争経過報告、第2号議案/19春闘方針案、第3号議案/19春闘要求案、第4号議案/規約改定について、の4議案を討議した。討議では、延べ20人の中央委員から発言があり、全体として、各々の意見は議案に賛成の立場からの意見であったことから、各議案について満場の拍手で採択した。なお、第3号議案/19春闘要求書案について、中央執行委員会提案と中央委員の意見を踏まえて、一部修正を行うことを確認した。
- (4) また、中央委員会は事前協議違反に対する抗議行動についても、全体の討議の中で支持され、抗議の規模、日程などについては中央執行委員会に一任することを確認した。

2. 19春闘方針の骨子について

第11回中央委員会は、次の19春闘をたたかう方針を確認した。当面の取り組みを指示するにあたり、その方針骨子を以下の通り列記するので参照されたい。

- (1) 確認した方針の骨子は、下記(2)以降に列記したとおりであるが、その前提として産別統一回答(産別最低賃金への統一回答)について、2月15日に中央労働委員会での「あっせん」が行われることになっており、その内容如何で中央港湾団交の先行きに変

化があることを念頭に、中央委員会は次の意思統一を行った。

- ① 全国港湾の「産別最賃への統一回答は独禁法に抵触しない」との立場は不変である。
 - ② したがって、「あっせん」で産別統一回答を行う旨の合意ができるならば、従来通りの交渉を行い、誠実に回答するよう求める。
 - ③ 日港協が、「あんせん」内容如何ではあるが、統一回答を拒否する姿勢に固執するならば、断固としてこれを突破していく行動を含めた取り組みを行う。
- (2) 方針の第一の柱は、切実な職場の要求を掲げて、職場の仲間の団結とたたかうエネルギーに依拠してたたかうことである。そのために、諸先輩たちが掲げ続けてきた「魅力ある港湾労働の確立」の旗を今一度高く掲げて前進することが重要である。
- (3) 第二の柱は、政府・資本が一体となって進める港湾の体制的「合理化」とたたかうことである。その、特徴的な取り組みとしては2つの課題がある。
- 一つは、港湾労働者を機械に置き換える「機械化・自動化」を許さないたたかいである。大会方針で確認したAIやIoTを技術の進歩という側面だけを捉えて礼賛することは誤りである。問題は、その使われ方である。政府や資本の意図は、労働者と労働者の持つ技術を機械に代えて固定費を限りなくゼロに近づける、つまり「究極の労務コスト削減」であり、認めるわけにはいかない。
- 二つには、コンソーシアムの再編・船社の統合による、ターミナル再編や港湾運送事業の整理・淘汰の危機とのたたかいである。これまで、事前協議制度の運用の中で対応してきたが、これ以上、中小港運事業者と港湾労働者、港運労使の努力、しいて言えば「我慢」で対応することにはもう限界である。船社が一方的に、自己都合で統合して、その成果を生むために港運にツケ回しするという横暴を、港湾労働者の「雇用と職域を守る」労働組合として、絶対に容認することはできない。
- (4) 第三の柱は、辺野古新基地建設反対、憲法改悪反対、消費税増税反対の取り組みを、国民的たたかいに合流して進める。
- (5) 第四の柱は、たたかいつつ組織を強めることである。そして、ITFが呼び掛ける「交通運輸労働者の力の構築」に寄与する意味でも、組織強化、国際連帯を一体的に取り組むことを視野に入れた19春闘とする。

3. 19春闘の当面の取り組みに関する指示

- (1) 産別要求の提出と各単組の交渉テンポについて
 - ① 19年2月19日(火)に第1回中央港湾団交を開催し、要求提出を行う。各単組、地区港湾は、中央港湾団交に対応する内部周知・教宣などの体制を整えること
 - ② 各単組・地区港湾は、個別賃上げなどの単組課題も含めた産別縋ぐるみの取り組みへの発展を目指し、各単組は、遅くとも2月中に要求提出を行うこと。
- (2) 機関運営と職場・地域の行動体制
 - ① 産別要求提出後は、常任中央執行委員会を戦術委員会とし、中央執行委員会を中央闘争委員会として運営し、春闘課題に係る取り組みは、戦術委員会と中央闘争委員会とが中央機関として進めることとする。また、港運同盟との合同戦術委員会、合同中央闘争委員会を適宜開催して、港湾産別としての統一的取り組みを進める。
 - ② 各単組は、2月末までに春闘要求実現に向けた産別スト権確認投票を行い、全国港湾中央闘争委員会に委譲する手続きを終えること。

- ③ 各地区港湾は、2月半ばまでに討論集会などで、19春闘の地区要求、行動体制を確立する意思統一を行い、2月後半から春闘行動が取り組める体制を整えること。
- (3) 中央・地区の統一行動の配置について
- ① 地区統一行動の配置と体制の準備について
- イ、各地区港湾は、19年2月18日(月)～3月1日(金)を地区統一行動旬間とし、地区宣伝行動、産別協定・法令順守キャンペーン及び行政交渉、地区港運協会交渉などを取り組むこと。その際、地区交渉の結果を中央行動に反映させるよう取り組む。
- ロ、各単組は、地区統一行動が成功裏に取り組まれるよう縦指示に取り組むこと。
- ハ、地区統一行動の節目と、スト権の再確認、産別闘争の全国的な体制を職場ぐるみで確認する決起集会等を実施する。この場合は、別途指示する。
- ② 中央行動について
- イ、2019年3月13日(水)～14日(木)を中央統一行動日とし、内外に港湾労働者の要求をアピールする行動や行政交渉などを実施する。具体的には、実行委員会で企画し実施する。
- ロ、中央行動への参加動員は別途指示するが、各単組・地区港湾は、指示に対応できるよう日程の確保など必要な準備を整えること。
- ハ、中央行動への申し入れ文書(案)は、常任中執にて次の通り分担し作成する。なお、原案は2月18日の常任中執で検討するので、各位は準備のこと。
- 国土交通省(園田)、厚生労働省(竹内)、経産省(光部)、消防庁(松永)、防衛省(玉田)、外船協(佐藤)、貿易会(瀬川)
- ③ 地区行動、中央行動を積み上げる一方で、中央港湾団交を進めるが、各単組は、中央港湾団交のテンポと歩調を合わせながら、個別交渉を取り組み、産別・個別一体のたたかいを構築していく。

4. 19春闘財政の確立について

- (1) 各単組、地区港湾は、19春闘をたたかう財政を確立するため、組合員一人500円のカンパに取り組むこと。全国港湾書記局からの請求が届き次第、納入されたい。
- (2) なお、19春闘の取り組み如何によっては、第二次カンパに取り組むこととし、その場合は、中央闘争委員会で判断・決定する。

5. 19春闘を取り組みにあたっての当面の機関会議などの関連諸会議の日程について

2月13日(水)14:00～	(臨時)中央事前協議会
14日(木)14:00～	関連労使専門委員会
15日(金)14:30～	中央労働委員会「あっせん」
18日(月)13:30～	第7回常任中央執行委員会
19日(火)13:30～	第1回中央港湾団交
3月5日(火)13:30～	第6回中央執行委員会/第1回中央闘争委員会
12日(火)13:30～	第7回中央執行委員会/第2回中央闘争委員会
13～14日	19春闘中央行動

以上